

札幌第 5237 号
平成 24 年（2012 年）3 月 23 日

登録移動支援事業所 管理者 様
委託相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長
天 田 孝

移動支援の通学利用について

平素より札幌市の障がい福祉行政に御協力いただき、御礼申し上げます。
標記の件につきまして、このたび、下記のとおり移動支援事業の通学利用を実施することとしましたので、事業の円滑な実施にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 実施内容

(1) 対象世帯

移動支援の支給決定を受けている小学生以上の方の通学に、保護者が次のいずれかの理由で付添うことができない世帯

- ア 保護者の就労又は職業訓練のため、通学の時間帯に付添うことができない場合
- イ 保護者が障がいや傷病、出産（産前産後を含む）のため外出できない場合

(2) 利用手続き

- ア 区保健福祉課において、申出書及び挙証書類により保護者全員が通学に付添えない状況を確認し、その具体的な状況を聴取する。
- イ 区保健福祉課で利用を承認した場合は、移動支援を通学に利用できる期間と日数を記した移動支援受給者証を利用者あて送付する。
- ウ 移動支援事業所においては、移動支援受給者証に記載の範囲内で、通学時も移動支援を提供することができる。

(3) 留意事項

保護者の急な疾病など、通学利用の期間が1週間未満であり、かつ、継続的ではないものは、区保健福祉課での利用相談をもって、一時的に通学利用が認められる場合があります。この場合は、受給者証への記載は行わないので、利用申込があった際には、適宜、区保健福祉課に確認すること。

2 実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

3 利用者向け周知

区保健福祉課から、移動支援の支給決定を受けており平成 24 年度に小学校 1 年生から高校 3 年生に相当する児童の保護者に対して、添付の案内文を送付します。

4 その他

- (1) 上記1-(1)のほか世帯内に通学に付添いが必要な方が2人おり、それぞれ別の学校に通っているため1人は付添うことができないといった場合には、区保健福祉課で相談ください。
- (2) 学童保育への送迎利用については、通学利用に準じて取扱うこととします。
- (3) 重度訪問介護、行動援護、同行援護では、従来どおり、継続的な通学利用は原則できないため、継続的な通学利用を希望する場合は、移動支援の支給決定について、区保健福祉課までご相談いただきます。
- (4) 通学利用の請求方法や、実績記録表の記載方法、移動支援ガイドラインの改訂については、別途通知します。なお、これまでの報酬単価に変更はありません。
- (5) その他、制度に関する不明な点につきましては、下記までお問合せ願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局保健福祉部
障がい福祉課給付管理係（担当）三岸
電話 011-211-2938 F A X 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp